

第6編 伊那中央行政組合財政事情の作成及び公表に関する条例

伊那中央行政組合財政事情の作成及び公表に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日

条例第 1 号

改正 平成24年 4 月 1 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を公表する文書（以下「財政事情」という。）の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 財政事情の公表は、5 月 1 日及び 11 月 1 日に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項に規定する期日に財政事情を公表できないときは、組合長は、事故のやんだときから 1 月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表事項)

第 3 条 前条第 1 項の規定により 5 月 1 日に公表する財政事情においては、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次に掲げる事項を記載し、財政の動向を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 住民の負担の概況
- (3) 公営事業の経理の概況
- (4) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (5) 前各号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 11 月 1 日に公表する財政事情においては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、及び前年度の決算の概要を明らかにするものとする。

3 組合長は、必要に応じ財政事情の記載事項の基礎となるべき事項及び数字を記載した文書を、その附表として添付することができる。

(公表の方法)

第 4 条 財政事情の公表は、伊那中央行政組合公告式条例（昭和 38 年伊那中央保健衛生施設組合条例第 1 号）第 2 条の例による。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に

第6編 伊那中央行政組合財政事情の作成及び公表に関する条例

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日条例第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。